標柱三十六号から三五一度一六分八秒　三十七号
四・〇三二メートルの地点
標柱三十七号から三四八度三分二六秒　三十八号
二・四五〇メートルの地点
標柱三十八号から三三九度二分一四秒　三十九号
六・六六一メートルの地点
標柱三十九号から三三七度三六分一六秒　四十号
一六・五六四メートルの地点
標柱四十号から三三六度四七分三〇秒　四十一号
一六・九七九メートルの地点
標柱四十一号から三三一度一六分二六秒　四十二号
三・九九七メートルの地点
標柱四十二号から三〇四度二九分六秒　四十三号
三・三九八メートルの地点
標柱四十三号から三〇七度五四分二四秒　四十四号
二・八六三メートルの地点
標柱四十四号から二九三度四四分五四秒　四十五号
三・六四〇メートルの地点
標柱四十五号から二八六度四九分三八秒　四十六号
一一・八六九メートルの地点
標柱四十六号から三〇六度二五分一九秒　四十七号
四・五二七メートルの地点
標柱四十七号から三四三度一三分五二秒　四十八号
三・四七〇メートルの地点
標柱四十八号から九度四二分四八秒　四十九号
五・四七七メートルの地点
標柱四十九号から二六度三三分二一秒　五十号
一一・一一〇メートルの地点
標柱五十号から一五度二二分四九秒　五十一号
六・四二一メートルの地点
標柱五十一号から三四八度四七分一六秒　五十二号
四・〇二二メートルの地点
標柱五十二号から四六度五五分七秒　五十三号
七・九二一メートルの地点
標柱五十三号から五八度二六分三秒　五十四号
七・六七〇メートルの地点
標柱五十四号から一二九度一三分一〇秒　五十五号
二・一九〇メートルの地点
標柱五十五号から一一一度二四分一一秒　五十六号
二・九三八メートルの地点
標柱五十六号から九八度一分三四秒　五十七号
三・三五二メートルの地点
標柱五十七号から二二度三四分五秒　五十八号
〇・六八〇メートルの地点

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古川右支渓二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千四百四十九号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から九九度五四分二六秒　一号
一二三四・〇一六メートルの地点　一号
標柱一号から三三六度九分二〇秒　二号
八・九七九メートルの地点
標柱二号から三四二度〇分三九秒　三号
九・三〇六メートルの地点
標柱三号から二八九度二七分四二秒　四号
七・三四一メートルの地点
標柱四号から三六度四四分五三秒　五号
五・九三二メートルの地点
標柱五号から三五度三四分五秒　六号
一・一〇〇メートルの地点
標柱六号から八二度五一分三〇秒　七号
五・五二六メートルの地点
標柱七号から四八度四七分五六秒　八号
一〇・〇〇〇メートルの地点
標柱八号から五五度四五分三六秒　九号
四・九九九メートルの地点
標柱九号から九五度一分三八秒　十号
五・六一五メートルの地点
標柱十号から二七度五三分三五秒　十一号
四・九九八メートルの地点
標柱十一号から六五度四五分二八秒　十二号
五・五七二メートルの地点
標柱十二号から七三度一七分五七秒　十三号
一〇・〇〇一メートルの地点
標柱十三号から一〇一度一二分三六秒　十四号
一〇・〇〇〇メートルの地点
標柱十四号から一〇九度一〇分二一秒　十五号
一〇・〇〇〇メートルの地点
標柱十五号から一〇二度三一分五七秒　十六号
一〇・〇〇〇メートルの地点
標柱十六号から七六度二一分〇秒　十七号
一〇・〇〇〇メートルの地点
標柱十七号から五八度四〇分三六秒　十八号
一〇・〇〇一メートルの地点
標柱十八号から四一度四七分三六秒　十九号
九・九九九メートルの地点
標柱十九号から三〇度一分三五秒　二十号
一〇・〇〇〇メートルの地点
標柱二十号から三四六度四八分五一秒　二十一号
一〇・〇〇〇メートルの地点
標柱二十一号から三五一度三分三四秒　二十二号
七・七〇九メートルの地点
標柱二十二号から一一三度三分二七秒　二十三号
一〇・〇二二メートルの地点
標柱二十三号から一一〇度〇分二二秒　二十四号
二〇・九九〇メートルの地点
標柱二十四号から二六六度一八分三一秒　二十五号
九・三一九メートルの地点
標柱二十五号から二四三度五二分四四秒　二十六号
八・七七四メートルの地点
標柱二十六号から一九九度一分五四秒　二十七号
一三・七五四メートルの地点
標柱二十七号から一七三度三三分五二秒　二十八号
一二・七三一メートルの地点
標柱二十八号から一二六度五五分四九秒　二十九号
一二・六八九メートルの地点
標柱二十九号から一七七度二五分四五秒　三十号
一二・五九六メートルの地点
標柱三十号から二四一度三七分四九秒　三十一号
一八・八二九メートルの地点
標柱三十一号から二七四度三九分一三秒　三十二号
二七・四七四メートルの地点
標柱三十二号から三三〇度四八分〇秒　三十三号
一〇・一七五メートルの地点
標柱三十三号から二六五度四九分二六秒　三十四号
一四・五七〇メートルの地点
標柱三十四号から二五四度三八分五一秒　三十五号
八・八一六メートルの地点
標柱三十五号から二二四度二六分三八秒　三十六号
一〇・七〇八メートルの地点
標柱三十六号から二九二度一三分四三秒　三十七号
九・七四一メートルの地点
標柱三十七号から二三六度四一分二一秒　三十八号
九・一七九メートルの地点

○国土交通省告示第千二百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
府中大川左支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市東区上温品三丁目一八六二番地内四等三角点上温品を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一一五度二一分二六秒　一号
四五〇・〇九六メートルの地点
標柱一号から四五度五三分五二秒　二号
六四・七一〇メートルの地点
標柱二号から九七度一六分四九秒　三号
一五〇・一六三メートルの地点
標柱三号から一六二度四三分二五秒　四号
一四・四〇五メートルの地点
標柱四号から二四〇度一分二〇秒　五号
一三九・〇一四メートルの地点
標柱五号から二二四度五〇分五九秒　六号
一四三・七七二メートルの地点
標柱六号から二五一度一七分五七秒　七号
二三・九一九メートルの地点
標柱七号から三一七度四七分一二秒　八号
八・〇〇〇メートルの地点
標柱八号から五六度一分五九秒　九号
八・二二四メートルの地点
標柱九号から四九度四四分二秒　十号
九・六〇五メートルの地点
標柱十号から三六度一五分四九秒　十一号
一三・三八五メートルの地点
標柱十一号から三四度二分四〇秒　十二号
七・二一八メートルの地点
標柱十二号から二六度五分五〇秒　十三号
六・六二七メートルの地点
標柱十三号から二一度二九分五九秒　十四号
一二・五二一メートルの地点
標柱十四号から六六度一分五〇秒　十五号
一・六五九メートルの地点
標柱十五号から二二度五五分一二秒　十六号
六・五〇七メートルの地点
標柱十六号から一九度四四分一三秒　十七号
六・三六一メートルの地点
標柱十七号から一五度五五分二〇秒　十八号
一一・五三三メートルの地点